

介護保険料・利用料の軽減などの充実を求める意見書

介護保険制度が施行されて10年が経過したが、多くの矛盾と問題点を抱えたこの制度のもと、高齢者とその家族をはじめ、介護事業所や地方自治体も困難と苦しみを抱えている実態が明らかとなっている。

中でも、定率1割の利用料、ホテルコスト（食費・居住費）の導入など、応益負担原則に基づく過重な利用者負担が、低所得者の高齢者を介護サービスの利用から排除している実態は、極めて深刻であり、この解消を国の責任で行わなければならないことは当然である。

介護保険料についても、重い負担が家計を圧迫しており、軽減・免除を望む声が多く、独自の軽減策を講じている区市は9割近くに上っている。また、利用料の独自軽減策を講じている区市は4割を超え、食費・居住費の軽減を実施している自治体も少なくない。

こうした事実は、介護保険料・利用料の負担軽減が、極めて強い要望となっていることを示している。

よって、政府においては、低所得者に対する介護保険料・利用料負担の軽減策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）10月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党
及び市民ネットワーク北海道所属議員全員